

令和9年度高知県農業振興施策に関する要請に対する回答書

< 要請項目 >

I. 園芸農業対策

1. 園芸流通センター移転にかかる新基本計画実装・農業構造転換支援事業の活用支援について--1
2. 高知県園芸用ハウス整備事業における補助対象限度額の引き上げについて-----4
3. 産地生産基盤パワーアップ事業における次世代加算の年齢制限撤廃について-----7

II. 資材価格高騰対策

1. 高知県施設園芸燃油等高騰緊急対策給付金の実施について-----9

I. 園芸農業対策

1. 園芸流通センター移転にかかる新基本計画実装・農業構造転換支援事業の活用支援について

園芸流通センターは、県内外取引先等との販売取引にかかる物流・商流の管理を合理的に行うため、集配送、包装、保管調整および管理運営・情報処理の施設を1ヵ所に集約した重要拠点施設となっております。

しかしながら、現在の立地は南海トラフ地震で最大クラスの地震動や津波による甚大な被害が想定され、地震発生時には施設の損壊や浸水により、重要な機能が長期間停止する恐れがあります。

これを受け、園芸流通センターの施設と機能をより安全性の高い場所へ全面的に移転し、大規模災害など予測困難かつ重大な影響を及ぼす事象が発生した際にも、機能を維持し、組合員、職員の安全を確保する取り組みを進めております。

この移転に関しては、新基本計画実装・農業構造転換支援事業（通称：再編新事業）を活用するよう検討を進めておりますが、多額の施工費が想定されるため、当事業における県および市町村からの支援となる加速化支援の確保は、今後の施設の機能や生産者負担額の維持という観点からも最重要課題の一つとなっております。

以上から、加速化支援による最大補助率が適用できるよう、必要ポイント確保に向けた国への継続的な働きかけ、また、県内市町村への加速化支援措置に向けた働きかけに対する支援について要請いたします。

(回答)

園芸流通センターは、県内 70 ヶ所の集出荷場から園芸品を一元的に集荷し、高知県ブランドとして、全国の卸売市場に出荷販売する、本県園芸農業にとって重要な施設です。

こうした一元集出荷体制により物量を確保し、輸送コストを抑えながら安定的に販売することで、本県園芸品の約 7 割の売り上げをあげていると承知しています。

こうしたことから、センターの機能を維持・発展させるため J A グループ高知が国の事業を最大限活用し再編集約・合理化を検討することは、非常に意義のあることだと思います。

このため、加速化支援による最大補助率が適用できるよう、必要なポイントの上限見直しについて、本年 7 月に、農業振興部長から国に対し提言を行ったところです。

今後も、J A グループ高知と足並みを揃えて、国に対し必要な提言を行ってまいります。

また、市町村に対しましては、J Aグループ高知が実施する首長への説明会などの働きかけの場に県も同席し、しっかり後押しをしてまいります。

2. 高知県園芸用ハウス整備事業における補助対象限度額の引き上げについて

施設園芸が盛んな本県において、高知県園芸用ハウス整備事業は重要な事業の一つとなっております。当事業については、令和7年度に建設費用の高騰などを理由に、新規就農区分における補助限度額を一般ハウスで1,100万円/10a、軒高・高強度ハウスで1,400万円/10aへ引き上げていただきました。

しかしながら、資材の高騰や人件費の上昇は続き、直近では中東情勢の不安定化なども加わり園芸用ハウスの建設コストは上昇し、生産者負担金額が増加している現状にあります。

以上から、高知県園芸用ハウス整備事業の補助限度額引き上げについて要請いたします。

(回答)

園芸用ハウス整備事業は、本県施設園芸農業の基盤を支える重要な事業であると認識しており、情勢に合わせて事業内容の見直しを適宜行ってきたところです。ハウス整備を取り巻く環境が、燃油価格の高騰など社会情勢の悪化により厳しいものとなっている中、要請にあるとおり、令和7年度には補助上限額を引き上げています。

あわせて、ハウスの仕様を検討する際には、技術力や資金力に応じた投資が行われるよう、必要な情報を生産者へ提供するなどの支援をJAの協力もいただきながら行っているところです。

令和7年度の当補助事業の実績としましては、事業費が補助対象上限額を超えた実績の件数は32件中、13件、うち上限額を10%以上超えたものは6件で、それらは統合型環境制御装置を設置したものや2.5mを超える軒高（2.9m）のものとなっています。

今後も資金計画や経営計画に基づく適当な規模や装備のハウス整備が行われるよう、県とJAでハウスの仕様検討時に助言等を行うことで対応していきたいと考えます。その一方で、令和8年度の事業実績などを踏まえて、生産者負担が過度に増加するなど、必要な場合は事業の見直しを検討していきます。

3. 産地生産基盤パワーアップ事業における次世代加算の年齢制限撤廃について

産地生産基盤パワーアップ事業は収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援する国費事業となっております。本県では、「若者への次世代型ハウスを整備する際の負担軽減により、次世代型ハウスの推進と若者の参入支援」を目的に10分の1以内を加算する「次世代加算」を独自に設定していただいております。

一方で、次世代加算の加算要件としては、軒高2.5m以上・耐風速35m/s以上の耐候性・環境制御装置を標準装備した次世代型ハウスであること、また、①認定農業者（認定新規就農者含む）又は青年農業士、②交付申請する年度の4月1日時点において45歳未満の者となっており、近年の園芸用ハウス価格の高騰や、規模拡大を計画している生産者の年齢も高齢化によって要件以上の年齢の方が多く、次世代ハウスによる規模拡大の計画を断念する生産者も出ている状況にあります。

高知県独自の取り組みとして有益である次世代加算ですが、より活用の幅を広げることを目的として、対象となる年齢制限の撤廃を要請いたします。

(回答)

次世代型園芸用ハウスの面積拡大に向けて、次世代加算の仕組みを令和元年度に創設しています。これまでにこの仕組みの活用件数は18件となっており、資金力の弱い45歳未満の若者への次世代園芸用ハウス整備を支援してきました。

また、法人が正規雇用を増やす場合に、国事業の補助率に10ポイント上乗せする事業を創設し、事業創設初年度の昨年度は3件活用されています。

一方で、規模拡大の意向はあるものの自身の経営規模や販売額等から法人化の意義が見出せず事業の活用を見送っている45歳以上の生産者も一定数いることは承知しています。

そのため、経営発展に向けた取り組みが段階的に行われるよう、例えば一定の目標販売額を超える計画の策定を要件とするなど、年齢や法人化を要件とせず規模拡大を目指した投資を後押しする施策について検討してまいります。

Ⅱ. 資材価格高騰対策

1. 高知県施設園芸燃油等高騰緊急対策給付金の実施について

世界情勢や円安の状況からエネルギー価格が上昇傾向にあり、直近では中東情勢の不安定化なども加わり、加温燃料価格の高騰が続いております。施設園芸が中心である高知県の生産者にとって、燃料価格の高騰は深刻な問題となっております。

これについて、県からは施設園芸セーフティネット加入者に対して「施設園芸燃油等高騰緊急対策給付金」として令和7年12月～令和8年2月使用分の生産者負担分1/2相当額を支援していただきました。

しかしながら、当年度も燃料価格は高水準で推移しており、今後の加温期の価格も見通しが立たない状況にある中で、生産者の安定した経営を維持するためにも事業の実施が求められております。

以上から、当年度も高知県施設園芸燃油等高騰緊急対策給付金の実施を要請いたします。

(回答)

中東情勢の緊迫等を背景として、燃料価格は過去最高水準で推移しており、施設園芸農家の経営は大変厳しい状況にあると認識しております。

県としては、まずは、世界情勢などに左右されない足腰の強い農業への構造転換を早期に図ることが重要と考え、燃料の削減に繋がるヒートポンプの導入支援や、ピーマン・キュウリでの生理生態情報に基づいた省エネ栽培技術の開発、シシトウでの耐低温性品種の育成などに取り組んできたところです。

そのうえで、燃料価格高騰への緊急的な措置として、物価高対策に対する国の臨時交付金を最大限活用して、令和4年度から「高知県施設園芸燃油等高騰緊急対策給付金」を予算化し、国の「施設園芸セーフティネット構築事業」における農家積立ての2分の1を支援してまいりました。

本年１１月以降の施設園芸の加温期につきましては、今後の燃料価格の動向を注視し、ＪＡや農業者の皆さまにも適宜ヒアリングを行いながら、支援を検討していく必要があると考えております。

ただし、国からの財源措置なしに県単独で支援していくことは、財政的に厳しい実態があるため、必要な財源の確保に向け、国の経済対策の動向をしっかりと情報収集し、機会を捉えて国への働きかけも行っていまいります。